

## 犯罪被害財産支給手続不開始決定公告

令和5年9月4日

横浜地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第8条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続を開始しないこととしたので公告する。

記

1 不開始決定番号 横浜地方検察庁 令和5年第1号

2 不開始決定の年月日  
令和5年9月4日

3 犯罪被害財産の没収又は追徴の裁判

(1) 裁判所名 横浜地方裁判所

(2) 裁判年月日 令和5年6月7日

(3) 確定年月日 令和5年6月22日

(4) 被告人の氏名又は名称 石原 啓太

(5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は

ア 氏名不詳者らと共謀の上、正当な払戻権限がないにもかかわらず、令和3年11月16日午前10時42分頃から同日午前10時57分頃までの間、5回にわたり、埼玉県川口市安行原2164番地セブンイレブン川口安行原店ほか1か所において、被告人が、各所に設置された現金自動預払機に、豊田信用金庫三河安城支店発行の亀島昌敏名義のキャッシュカードほか4枚をそれぞれ挿入して同機を作動させ、同機から、株式会社セブン銀行金融犯罪対策部長石村浩志ほか2名管理の現金合計12万5000円を引き出して窃取し

イ 同月17日頃、同市大字安行小山460番地1駐車場において、普通貨物自動車の助手席座面下部に、財産上の不正な利益を得る目的で犯した前記第1記載の犯罪行為により得た現金12万5000円を隠匿保管し、もって犯罪収益等を隠匿し

たものである。

(罪名)

アにつき 窃盗

イにつき 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

4 不開始決定をした理由

不開始決定時まで、犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに足りる給付資金を保管することができず、今後も新たに給付資金を保管することとなる見込みがないため。

5 この公告に関する問い合わせ先

〒231-0021 横浜市中区日本大通 9 番地  
横浜地方検察庁 被害回復給付金事務担当  
電話番号 0 4 5 - 2 1 1 - 7 6 2 9 (直通)

- 上記犯罪被害財産支給手続を開始しない決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して 30 日以内に、当該決定をした検察官が所属する検察庁の長（横浜地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記 5 のとおり）。
- 当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 犯罪被害財産支給手続を開始しない決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から 30 日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該決定をした検察官が所属する検察庁（横浜地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。